

1 制定の理由

個人情報の保護に関する法律の改正により、法の規律が地方公共団体の機関にも適用されることに伴い、埼玉西部消防組合個人情報保護条例を廃止するとともに、法の規定に基づく必要な事項を定めるため、条例の制定を行うものである。

2 条例の概要

条例で定める事項のうち、次のものを定める。

(1) 開示請求に係る手数料等

法第 89 条第 2 項の規定により定めなければならない、開示請求をする者が納める手数料について、現行条例と同様に手数料は無料とし、写しの交付等に要する費用のみ徴収する。

(2) 審査会への諮問

法第 129 条の規定により許容される、専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要と認めるときは、埼玉西部消防組合情報公開・個人情報保護審査会に諮問することができることについて定める。

3 他自治体の類似する政策等

法令の改正に伴うものであり、他の自治体においても同様の条例の制定を行っている。

4 市民参加の実施の有無とその内容

なし

5 関係法令、基本計画との整合性

個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）

6 条例制定による予算措置

なし